

宮古市 端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	2,798	2,706	2,664	2,553	2,436
② 予備機を含む 整備上限台数	3,217	3,111	337	209	75
③ 整備台数 (予備機除く)	0	2,706	0	0	0
④ ③のうち基金事業 によるもの	0	2,706	0	0	0
⑤ 累積更新率	0	100	100	100	100
⑥ 予備機整備台数	0	20	0	0	0
⑦ ⑥のうち基金事業 によるもの	0	20	0	0	0
⑧ 予備機整備率	0	0.73	0	0	0

※①～⑧は未到来年度にあつては推定値

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和7年度(令和8年4月運用開始予定)に令和3年3月に整備した全端末の更新を行う。

なお、児童・生徒数の減少により、毎年およそ100台の余剰が生じる見込みであることに加え、令和3年3月の使用開始から令和6年10月までの故障・破損率が3.2%であることを踏まえ、予備機整備台数は20台としている。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

対象台数 3,117台

- ・教職員の指導用・業務用端末としての活用 150台
- ・教育委員会におけるイベントでの活用、会議等出席者用端末としての活用 100台
- ・小型家電リサイクル法の認定業者に有償売却、再使用・再資源化を委託 2,867台

○端末のデータ消去の方法

再利用端末については自治体の職員が行う。有償売却、再使用・再資源化を行う端末については、処分業者へ委託する。

○スケジュール(予定)

- 令和8年 3月 端末整備
- 令和8年 4月 新規整備端末の使用開始
- 令和8年 7月 処分事業者の選定
- 令和8年10月 使用済み端末の事業者への引き渡し